

府政防 第1733号
令和8年 9月18日

熊本県防災・福祉及びデジタル主管部長 殿
熊本県内市町村防災・福祉及びデジタル主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(防災デジタル・物資支援担当)

被災者支援に係るデータのフォーマットについて(第2版)
(技術的助言)

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、このたびの令和8年熊本地震においては、被災者支援業務に対応されている中で、災害情報の集約やニーズの把握等のため、弊府への情報共有にご協力いただいていることにつきまして、あらためて感謝申し上げます。

標記の件につきまして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言として下記のとおり通知しますので、被災者支援にあたっては下記に留意の上、適切な運用を図っていただきますようお願いいたします。

記

第1 各部署や業務を横断した継続的な被災者支援及び被災者の本人・世帯情報の正確な特定について

令和8年熊本地震での被災者支援において、デジタルツールの活用が各自治体において進められていることを承知しております。被災者に関する情報について、自治体内の各部署や業務を横断して継続的な被災者支援に活用するためには、様々なデジタルツールを通して収集した被災者情報を相互に紐づけることが有効です。

こうした観点から、被災者支援に必要な情報を被災者個人に紐づけて集約・整理した被災者台帳を軸に、自治体内の各部署や業務を横断した継続的な被災者支援を行っていただきますようお願いいたします。

なお、被災者の重複や取り違えを防ぐためには、被災者の本人・世帯情報を正確に特定する必要があります。住民基本台帳情報は、平時においては取扱いに留意すべき個人情報ですが、発災時には、被災者台帳の作成にあたり必要な限

度で、住民基本台帳を、その担当部署以外の部署においても利用することが認められています(注)。そのため、発災時、自治体において、被災者の本人・世帯情報を正確に特定するために、住民基本台帳情報を利用することを妨げるものではない旨申し添えます。

第2 被災者個人に紐づけて保持・更新される情報項目のデータ形式(フォーマット)の統一について

令和8年8月12日付府政防第1510号「被災者支援に係るデータのフォーマットについて」(技術的助言)(以下「第1版」という。)において、異なる主体やシステム間で名寄せやデータ連携・統合を行うことを想定して、必要最低限の情報項目のデータ形式を可能な限り統一していただきますよう通知したところですが、今般、地震から約一か月が経過し、被災者の生活再建のフェーズを迎えるに当たって、被災者一人ひとりのニーズに応じた的確な被災者支援がより一層求められています。

つきましては、今後、被災者個人に紐づけて保持・更新され、自治体内の各部署や業務を横断して活用することが特に想定される被災者情報として、先般通知した名寄せ・照合のための情報項目に加え、居所情報、連絡先情報及びタイムスタンプ情報のデータ形式(フォーマット)についても、可能な限り統一していただきますようお願いいたします。

1. 情報項目のデータ形式(フォーマット)について

※下線部が、本通知(第2版)において追加した情報です。

【名寄せ・照合のための項目】

(1)氏名カナ

全角カタカナ、スペースなし

(2)郵便番号

ハイフンなし7桁半角数字

(3)性別

男性・女性・その他

(4)生年月日

西暦、半角数字による YYYY-MM-DD 形式

(例:1987-03-26)

※和暦による入力の場合は西暦に変換した上で上記形式によりデータを保持すること

【被災者個人に紐づけて保持・更新する項目】

(5)居所情報(避難所・自宅等、発災後の現時点で生活の拠点としている住所)

①居所区分

自宅、避難所、応急仮設住宅、賃貸型応急住宅、
入所・居住施設(医療機関・福祉施設等)、車中泊・テント泊等、
一時滞在施設(帰宅困難者等)、入院先の病院、広域避難先、
親族・知人宅、その他

②住所・場所(実際の居所を把握できる情報)

※以下は推奨であり、実際の居所を適切に把握できる記載であれば許容するものとする。

都道府県＋市区郡町村名＋町字(町名・字名)
＋番地号(半角アラビア数字及びハイフン形式「番・号」は使用しない。
(例:1-2-5))＋番地号枝番(記載は番地号と同様)＋△(半角スペース)
＋方書(建物名・部屋番号等番地以降の情報。漢字、ひらがな、カタカナ
(以上全て全角)、半角アラビア数字のみ使用可能。)
(例:東京都港区赤坂 2-4-6 赤坂グリーンクロス 18 階)

(6)連絡先情報(電話番号)

ハイフンなし半角数字

(7)タイムスタンプ情報((5)(6)の情報を取得または確認した日時の情報)

西暦、半角数字による YYYY-MM-DD 形式

第3 留意事項

1. 上記の【名寄せ・照合のための項目】は、異なる主体やシステムにおいて個別に作成された被災者に関するデータについて、後に名寄せやデータの連携・統合等を行う際の基本的な照合項目として活用することを想定し、そのデータ形式(フォーマット)を示すものです。また、【被災者個人に紐づけて保持・更新する項目】は、住民基本台帳との突合等により本人・世帯を特定した後、当該被災者に紐づけて保持・更新し、継続的な被災者支援に活用することを想定し、そのデータ形式(フォーマット)を示すものです。

被災者支援において取得するその他の情報項目については、それぞれの業務目的や必要性に応じて適切に設定・管理してください。

2. 氏名カナについては、漢字等による氏名の取得が不要であることを意味するものではありません。氏名を取得した上で氏名カナについては上記の形式による保持を推奨するものです。

3. 同様に郵便番号についても、住所の取得が不要であることを意味するものではありません。

ありません。住所を取得した上で郵便番号については上記の形式による保存を推奨するものです。

4. 住民基本台帳は被災者に関する情報との突合に有効である一方、住民の居住の実態を全て正確に反映しているとは限らない側面もあることを考慮し、住民基本台帳との突合ができないことをもって、当該被災者を安易に支援の対象から除外することのないよう、慎重な対応が求められます旨、ご留意願います。

5. 被災者台帳システム等と連動した情報端末の活用にあたっての工夫や個人情報の取扱いにあたってのポイントについては、個人情報保護委員会事務局と協議済みの「情報端末を活用した被災者情報の把握・活用に関する手引き」(令和8年7月)にとりまとめておりますので、適宜ご活用ください。

【参考】「情報端末を活用した被災者情報の把握・活用に関する手引き」(令和8年7月内閣府政策統括官(防災担当)付避難支援担当参事官室)

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/pdf/r8_joho_tebiki.pdf

(注)

災害対策基本法

(被災者台帳の作成)

第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。)を作成することができる。

2 (略)

3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

防災分野における個人情報の取扱いに関する指針(令和5年3月・内閣府(防災担当)) P62～

第1 地方公共団体における個人情報の取得、利用目的の特定、提供について

(1)市の防災部局内で用いる場合(被災した可能性がある方の名簿作成。)

本事例において、市の防災部局が、被災地における安否不明者の搜索及び救助活動を目的とした名簿を作成するため住民基本台帳を利用することは、住民基本台

帳法第1条の規定のとおり、住民基本台帳の利用目的の範囲内である。

住民基本台帳法

(目的)

第1条 この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

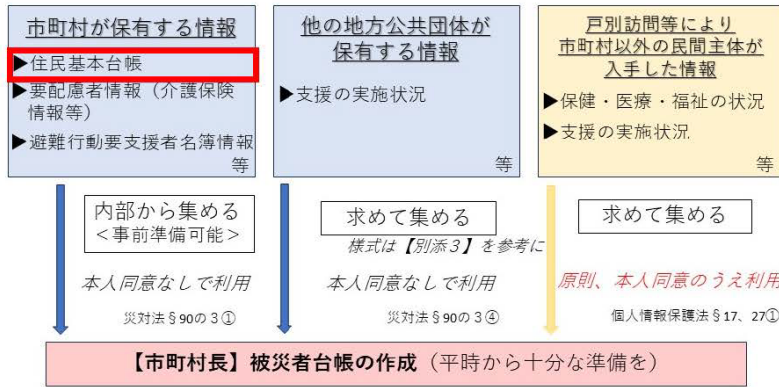
【参考】「被災者台帳の作成等に関する簡単手引き ～災害ケースマネジメントの実施に向けて～」(令和7年8月内閣府(防災担当 避難支援室))P9

(赤枠のとおり、住民基本台帳情報を被災者台帳の作成に活用可能)

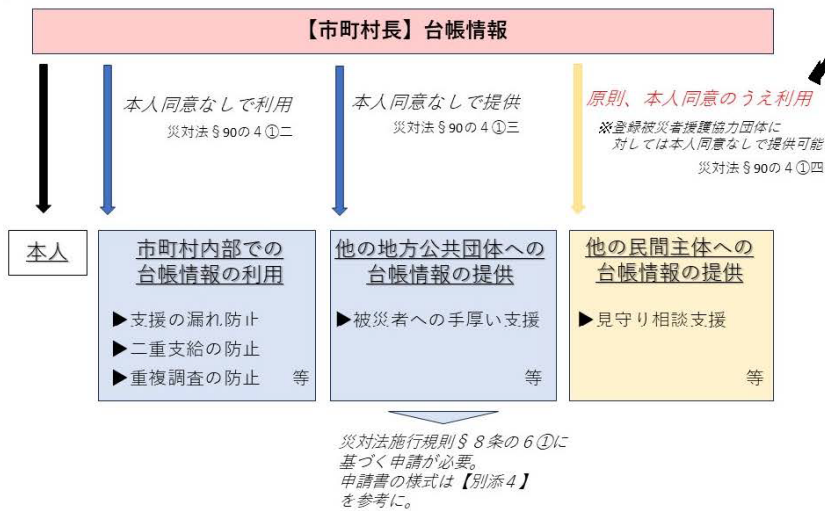
IV 被災者台帳の作成手順、利用及び提供

以下に、被災者台帳の作成手順や台帳情報の利用及び提供のイメージを示す。

作成のイメージ



利用及び提供のイメージ



<本件連絡先> 内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(防災デジタル・物資支援担当)付
電話:03-3503-2231